

産業構造審議会 知的財産分科会 基本問題小委員会
 ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政のあり方
 ーとりまとめ骨子（案）ー

はじめに

イノベーションを巡る環境変化

- リーマンショック以降の我が国の研究開発投資は諸外国と比較して回復が遅い。
- また、製品のコモディティ化が進み差別化が図りにくい状況が生じている可能性。
- 特許出願減は、イノベーション停滞の反映ではないかとの懸念。
- 新型コロナウイルスの蔓延を受け、DX化が加速。

産業財産権制度を取り巻く現状

- 中国では飛躍的に特許出願件数が増加し、世界の特許文献の7割超を占める。
- 特許出願の審査において外国語の技術文献を調査する必要。審査負担は増大傾向。
- 一方、日本は電機業界を中心に特許出願件数が減少。回復の兆しが見られず。
- その他産業財産権（意匠・商標）とともに、特許に比して、国際的には出願が低水準。
- 出願の質を意識しつつ、知財ミックスも念頭に置いた攻めの知財戦略の構築が重要。

←企業・産業界において、知財活用を念頭に置いたイノベーションへの積極的な取組を期待。

【提示された意見】

- ◆ マーケットとしての魅力が高まらない限り、出願件数が増加傾向に転じる可能性は低い。
 （←韓国では出願件数が継続的に増加していることをどう考えるか）

第1 これからの審査制度及び特許庁業務を支えるシステムのあり方

1. 特許審査制度のあり方

現状と課題

- 審査処理負担の増大
 - 調査すべき文献の急増（中国文献爆発）、出願される発明の高度化・融合化等
 - 条約による作成期限があり優先処理が必要な PCT 出願（料金は欧米の概ね 1/3）が増加
- 限られた審査官数での世界最速・最高品質の審査維持の必要性
- 変化する多様なユーザーニーズへの対応

今後の対応

- 特許審査のイノベーション推進
 - ユーザーへの提供価値（審査の質、利便性等）の見直し
 - 審査プロセスにおける徹底した効率化の追求
 - 国際調和の観点なども踏まえ、料金負担が適正となるよう、請求項の記載形式（例：マルチマルチクレーム）の制限を検討。

【提示された意見】

- ◆ 迅速な審査結果は企業にとって不可欠であり、必要な投資は行うべき。
- ◆ 多様化するユーザーニーズに、可能な限り対応すべき。
- ◆ 中国語文献の調査は要工夫（引用されやすい分野にターゲットをおく等の効率化）
- ◆ 外国特許庁と同様に、請求項数等に応じた料金体系の検討が必要ではないか。
（マルチマルチクレームの制限について）
- ◆ 国際調和、わかりやすい権利範囲とする観点から見直しを行うべき。
- ◆ 結果的に請求項数が増加し、出願人の経済負担が増す可能性。審査手数料の国際比較をした場合、パッケージ料金（一定数以下の請求項数については基本料金に含める）としている国（欧州等）が多く、参考にすべき。

2. 意匠審査制度のあり方

現状と課題

- 制度の認知度、理解度不足
 - 海外からの出願は増加傾向であり、保護対象も拡大したが全体の出願件数は伸びず。

今後の対応

- 意匠制度の周知強化
 - 意匠権の更なる利活用に向け、制度の周知強化を進める。
- ユーザーニーズを踏まえた意匠制度の一層の魅力向上（手続のデジタル化等）

【提示された意見】

- ◆ 制度自体の認知度・活用方法の理解が不十分（意匠は模倣品排除の手段としても有用）。周知の強化に取り組むべき。
- ◆ ハーグ協定加盟後も日本企業の国際的な意匠制度活用が進まないことへの対応を考えるべき

3. 商標審査制度のあり方

現状と課題

- 出願の定常的増加
 - 審査能力を上回っており、審査期間が長期化。
- ブランド戦略支援
 - 諸外国に比して海外への商標出願が低調。我が国企業のブランド戦略を高めていく必要。

今後の対応

- 審査効率化と出願適正化の両立
 - ファストトラック審査の継続に加え、情報提供やWebツールの開発、提供等の出願支援を充実させる。
- 更なる出願増を見据えた体制構築（任期付審査官の活用等）

【提示された意見】

- 出願件数増への対応は各国共通の課題（他国の解決策を研究してはどうか）。日本においては商標審査の迅速化が重要。

- ベンチャー企業にとっては、インターネット出願ソフトは使いづらい。例えば商標出願アプリを開発し、指定商品・役務について、アプリにリコメンド機能を入れる等、ユーザフレンドリーな仕組みを検討すべき。
- 諸外国に比して日本は商標出願の増加率が低く、ブランド活用意識を高める必要。

4. 各制度共通事項

- 審査業務については、AI等の新たな技術を最大限活用し、効率化を進める。

【提示された意見】

- ◆ AI利活用は商標・意匠（類似検索）、特許で可能なはず。審査の質の維持等のため調査研究や（更なる）具体的な開発等を検討してはどうか。

5. 特許庁業務を支えるシステムのあり方

現状と課題

- 厳しい定員事情の中、システム対応は大量の出願を処理する上で必須。
- 一方で、歳出の大きな部分を占めるため、合理化が必要。
- BPRを含め、整備・運用両面で最大限費用を削減（審判システム刷新開発規模3割削減等）。

※発注者としての能力を高めるための特許庁の取組は、他省庁の範となるもの。

これまでの取組を基礎とし、開発規模の大幅な削減を実現している。

今後の対応

- 削減努力の継続・深化
 - 最大限、整備、運用両面での費用削減は測りつつも、不可欠なシステム刷新の完遂、手続オンライン化の一層の推進等のため、必要な投資は引き続き実施する。（ユーザ向けの既存サービスを安易に削減するべきではない。）

【提示された意見】

- ◆ 徹底した削減努力は支持。ただし、サービスが廃止されると、自社でシステム構築の負担が生じることを懸念。コスト削減と、利便性へのマイナス影響を比較考量すべき。
- ◆ 必要なシステムやサービスは導入すべき。ただし必要かどうかの選別が重要。ユーザニーズに対応したサービスに伴う適正な料金設定が望ましい。

第2 より魅力的な産業財産権制度とイノベーション創出に向けた政策のあり方

1. 国際的な制度調和

現状と課題

- グローバルな事業展開には、国内外での安定した知財の保護が必要不可欠。

今後の方針

- 幅広い人材育成協力やPPHの拡充、模倣品対策や海外の相談体制の整備等を継続する。

【提示された意見】

- ASEAN諸国に日本のルールを知っていただけるよう、支援を積極的に継続すべき。
- 成果のPRが十分ではない。

2. 中小・ベンチャー企業、大学支援

現状と課題

- 知的財産の重要性が浸透していない。
- 中小・ベンチャー企業におけるイノベーションの促進が図られていない。

今後の方針

- イノベーション創出支援、地域の活性化のため、地域・中小企業支援の充実を図る。
- 尖った先端技術を有する研究開発型のベンチャー企業もイノベーションの源泉として重要。知財リテラシーの向上・事業戦略と一体化した知財戦略の実現支援を強化する。
- 大学の研究成果を社会へと還元し、更なる研究の発展や社会実装へとつなげるため、大学支援の取組も推進する。

【提示された意見】

- 日本のスタートアップ企業の知財の取組は、欧米に比べて周回遅れ。大学を含めて、知財の啓発活動は有意義であり、継続すべき。
- 幅広い支援施策（知財の取得、製品化、海外展開等）は有益で継続すべき。
- 知財総合支援窓口の体制強化・知財人材育成の更なる取組を希望する。

3. オープンイノベーションの促進

現状と課題

- オープンイノベーションの成否が企業価値に大きく影響する時代。

今後の方針

- オープンイノベーションを促進する環境整備（モデル契約書等）を一層進めていく。
- ライセンスオブライト（LoR）を参考にした制度導入も検討する。

【提示された意見】

- LoR 導入検討の余地はある。海外事例等も調査の上、制度設計の検討を進めるべき。

4. 各施策共通事項

- 支援施策は、厳しい財政状況に鑑み、また、その財源が特許等の料金収入であることを踏まえ、メリハリをつけ、効果の高い施策に選択と集中を行う。

第3 新型コロナウイルス感染症等を受けて

1. 新型コロナウイルスの拡大の影響

- 産業構造が一変
- DX 促進の重要性の急速な高まり

2. デジタル化、オンライン化

現状と課題

- 新しい生活様式への移行、デジタル社会への対応
- 行政手続の更なる利便性向上

今後の対応

- (残る約 500 種類を含む) 全ての手続のデジタル化
- 書面申請に伴う押印について可能な限り廃止

【提示された意見】

- ◆ 押印廃止やデジタル化の推進は積極的に進めていくべき。
- ◆ 電子申請可能な手続を増やす方向性を支持。ただし、電子申請への移行に時間を要する企業も多い。現実的な速度で、スケジュール感を検討すべき。また、デジタル化した手続が使いやすいかも考慮すべき。ユーザ目線に立った見直しを。
- ◆ 知財部門の責任者で対応できる手続は、部門内で手続完結できるよう制度設計を。

3. 非常時対応の見直し

現状と課題

- コロナ禍で柔軟な対応を実施。災害等が生じた際の迅速な特別対応が必要。
- 災害等を原因とする法定期間徒過であっても割増手数料の納付が求められる。

今後の対応

- ガイドラインの整備
 - 災害等の際、迅速に対応出来るようガイドライン等の整備を進めていく。
- 割増手数料の納付のあり方検討
 - 法改正により、災害等を原因とする納付期間徒過の場合の割増手数料につき、救済制度を設ける。

【提示された意見】

- ◆ 期間徒過時の救済基準が不明確でないか。ガイドライン等の整備を進めるべき。
- ◆ 災害等の際でも割増手数料が必要な点是对応が必要。

第4 特許庁サービスの維持・向上及び料金体系のあり方

1. 手続・支払等の適正化

(1) 登録情報処理機関による電子化業務

今後の対応

- 電子化手数料の水準や手数料の対象とすべき手続の範囲見直し（オンライン申請利用者との負担の公平性の観点）
- 電子化業務のあり方そのものの効率化への取組

(2) 特許印紙による予納制度

課題

- ①利用者・特許庁双方の事務負担、②特許庁の手数料負担

今後の対応

- 口座振替等他の支払手段の活用を促すとともに、印紙による予納は廃止する方向で検討。
- 並行して、印紙予納の代替手段（現金予納等）も検討。

2. 歳出・歳入構造改革に向けて

(1) 歳出の全体像と直近の概算要求における歳出削減取組

特許特会の現状

- 2004年以降、一時的な審査請求増等により歳入が急増した一方、旧システム刷新計画の頓挫により歳出が停滞。剰余金は2000億円超に到達。2008年以降、剰余金還元の値下げを実施。
- 2013年以降はシステム刷新と庁舎改修に伴い一時的経費が増大。審査環境の複雑化等により定常経費も増大。2014年から7年連続（見込み）で単年度赤字となり、剰余金が急減。

歳出等の費用削減

- 2021年度予算を対前年度で約5%削減する等、歳出削減に着手。定常経費が2022年度以降早期に現行料金体系下での歳入を下回るよう、取組を継続・強化。
- 更に、印紙予納の廃止、減免制度の適正化による費用圧縮を図る。

【提示された意見】

- ◆ 歳出構造改革は、個別最適ではなく、全体最適の観点で取り組みを進めるべき。
- ◆ 業務のあり方を含め、関連団体の改革も併せて進めることが望ましい。

(印紙予納について)

- ◆ 利便性が保たれるなら、特許印紙による予納制度の廃止も含めた対応に賛同。ただし、実態に配慮し、影響度を勘案して現実的なスピードで進める必要がある。
- ◆ 料金納付手段について、バーコード、コンビニ支払等、多様化の検討が望ましい。

(減免制度の適正化について)

- ◆ 減免制度の大枠は維持し、大多数の正当な制度利用者に影響がないようにすべき。
- ◆ 減免制度の潜脱的利用について、上限を設ける等の措置が必要。措置に際し、抜け道を防ぐ制度設計とすべき。

(2) 歳入確保に向けた対応

- 歳出削減策のみでは今後必要な一時的経費（システム改修・庁舎改修等）の確保は困難。
- 不足分（2030年代半ばまでに約2000億円程度と試算）確保のため、2022年度以降年間150億円程度の増収が必要。これまで引き下げた料金を一部値戻しせざるを得ない。
- 料金改定に際し、以下の点を合わせて考慮。
 - PCT手数料は、出願増（政策目的）の実現を踏まえ、実費を勘案した水準とする。
 - 商標関係料金は、出願内容や権利範囲の適正化を促す観点を踏まえた料金水準とする。

【提示された意見】

- ◆ 逼迫した財政状況に鑑み、収支差を150億円確保せざるを得ない点は理解。一方、しっかりシミュレーションを行うべき。イノベーションが阻害されない料金体系が望ましい。
- ◆ 財政状況の透明性確保が重要。現在の情報開示は不十分。的確な情報公開の下、料金水準の検討を定期的に行い、改定すべき。改定の都度、法改正が必要では柔軟性に欠ける。
- ◆ 知財活動が減衰しないよう出願料の値上げは見送るなど、弾力的な対応が必要。

(商標関係料金について)

- ◆ 不使用商標やストック商標への対応と適正な料金制度の検討が直結する課題かは要検討。
- ◆ 一律値上げではなく、更新料を高めとすれば、不使用商標が登録されにくいのではないか

- ◆ ユーザフレンドリー目線で、出願しやすくする工夫も合わせて検討すべき。商標は特許と異なり、営業秘密管理の問題も生じにくく、Web 出願等の簡易な手法も検討に値する。
- ◆ 企業にとってブランド戦略は欠かせない。値上げだけではなく、Web 出願等の出願インセンティブ施策もセットで検討すべき。
- ◆ 最終的にどのような権利が発生するかが最も重要であり、指定商品・役務は出願人が自由に選択すべき。特定の商品や役務に誘導する方向は弊害がある。慎重な検討が必要。
- ◆ 料金体系は審査の負担（審査基準等に従って指定商品・役務が記載されているか等）に応じた形が望ましい。自由記載か否かで料金を変えれば、基準等に沿った出願を行うインセンティブになり、審査コスト削減にもつながることから、先送りせず検討すべき。

（3）特許特別会計の財政運営に係る情報公開等のあり方

今後の対応

- 透明性の確保
 - 特許特別会計は、産業財産権制度の受益者が負担する料金で成り立っており、財政運営の状況、特に剰余金の水準や料金体系の妥当性等について、透明性を確保する。
- 定期的な検証
 - 特許庁による情報開示の充実や第三者による定期的な検証に取り組み、余力が生じた場合には体系的に料金を引き下げる等、機動的な対応を行う。

おわりに

- イノベーション促進
 - 特許庁は、我が国のイノベーションを支えるため、適時に的確な審査を行い、企業・大学等の知財活動を支える。
- 企業等における知財の有効活用支援
 - 経営戦略を成功に導く知財戦略の実現に向け、知財専門官庁の知見を有効活用する。
 - リモート化、デジタル化等のコロナ禍で顕在化した課題に迅速に対応し、DXを進めて生産性を向上させ、イノベーションを後押ししていく施策を講じる。
- 歳出・歳入構造改革
 - 上記を実現するための財政基盤を確保し、安定性・透明性を伴った効率的な運営を行う。